

介総第 175 号
令和2年4月20日

介護サービス提供事業者 管理者 様
介護保険被保険者 様

志摩市健康福祉部
介護・総合相談支援課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（変更）

平素は、本市の介護保険事業の推進にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、今般、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための全国緊急事態宣言が発令されたことを受け、令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その4）」に基づき、本市の対応方針等を変更しましたので、通知いたします。

つきましては、下記のとおり、適切にご対応いただくようお願いいたします。

記

1. 変更後の対応方針について

次の要件を満たす本市の介護保険被保険者について、令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡に基づき、面会が困難な場合においては、要介護認定及び要支援認定の有効期間を、従来の期間に新たに12ヶ月間合算します。

2. 要件

- (ア) 様式1「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定等有効期間合算申出書」による申し出があること。
- (イ) 要介護認定等申請の申請種別が、更新申請であること。
(更新申請期間中の者に限る。)

3. 代理申出の可否について

本人等の同意を得た上で、担当介護支援専門員や家族、入所または入院先の施設等による代理申出を認めます。

4. 留意事項

- (1) 今回の取扱いについては、臨時的な取扱いとなります。終了時期は未定となっております。

(2) 新規申請及び区分変更申請に関しては、介護認定審査会による審査判定が必要ですので、認定調査が必要となります。

(2) 施設等で面会禁止措置を講じている場合は、令和2年3月11日付けの通知のとおり引き続き「様式2 要介護等認定調査実施困難施設届出書」のご提出のほどよろしく申し上げます。

また、入所者等との面会を禁止する措置を解除する等、認定調査員の立ち入りが可能となることが確定した場合は、速やかに様式3「要介護等認定調査実施可能施設届出書」をFAX又はEメールにて提出してください。

5. 受付開始日

令和2年4月20日（月）から受付開始。

4 お問い合わせ先

志摩市役所1階⑤窓口 介護・総合相談支援課 介護保険係

電話：0599-44-0284 / FAX 0599-44-5260

Eメール：kaigosogo@city.shima.lg.jp